

## 申請に対する処分

処分名	指定工事店の指定
根拠法令	奄美市排水設備指定工事店規則第3条
所管課	下水道課

### 1 審査基準

申請を行うことができる人又は団体

排水設備工事店の指定を受けようとする人又は団体

申請の方法

排水設備指定工事店支店申請書に下記の書類と登録手数料を添えて、下水道課に提出する。

ア 個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録証明書の写し並びに経歴書並びに禁治産者、準禁治産者及び破産者でないことを証する書類

イ 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し、経歴書及びアでないこと証する書類

ウ 営業所の平面図及び付近見取図並びに写真

エ 排水設備工事責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類

オ 専属する責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し

カ 設備及び機材の調書

キ 誓約書

許認可の要件

ア 県内に営業所があり、責任技術者（県内登録）が一人以上専属していること。

イ 排水設備工事に必要な設備及び機材を有していること。

### 2 標準処理時間

7 日